

防災市民組織補助金説明会Q&A

説明会の質疑応答時間に頂いた質問及び説明会終了後に書いていただいたアンケートでの質問についての回答をまとめました。

NO	質問	回答
1	Q: 防災リュックについては補助金対象となるのか。	A: 防災のカタログ等に記載があれば対象となる可能性が高いが、見ないと判断が難しいため、個別でご相談いただきたい。
2	Q: 補助金の振り込みが年末となっているが、振り込まれるまでに何も買えないのだが、どうすればよいか。	A: 振り込まれるのを待たずに購入することは問題ない。もし購入される場合は、自治会等の中でお持ちの予算から購入していただいて、市から振り込まれたら、補填するような流れになるかと思う。
3	Q: 正式な見積書を発行してもらえない業者で購入した場合、自分で書式を作り提出する等の対応をする必要があるのか。	A: 見積書の書式を作成する必要はない。まずは、業者に作成できないか確認をしてもらい、難しい場合は、危機管理課まで相談していただきたい。
4	Q: 消火器について、初期消火のためには、倉庫に保管しておくのでは意味がない。各家に消火器を置くことを認めていただけるのか。	A: あくまでも防災市民組織で共同使用するものが対象となる。市内には、市で設置している消火器（道路上や家の壁等に設置）が多くあり、そうしたものを活用していただければと考えている。 【補足】組織として共同で使用するものについては、各戸で保管してもよい。
5	Q: 申請書の書き方について（1/2助成の考え方、様式の書き方等）。	A: 個別に対応
6	Q: テントの中に設置する机や椅子は補助の対象になるのか。	（個別案件のため、その場では回答せず） A: 対象外となる。理由としては、防災用品としての機能ではない。認めてしまうと際限がなくなってしまうため。
7	Q: 数年前に備蓄倉庫の設置に係る費用を申請した。申請書と一緒に提出した御見積書から途中で必要な部材が増える等、諸々で購入するところには金額が跳ね上がってしまった。最初の申請の段階から金額が上がってしまった際の救済措置等はないのか、考えていただきたい。	意見のため回答せず。
8	Q: 市内で火災の危険度が高い地域はどこか。	A: 木造密集地域。
9	Q: 平日は仕事のため提出が難しく、e-mailでの提出は受け付けているのか	A: 受付可とするが、提出前に事前相談いただきたい。
10	Q: 消火器を購入し、各家に貸し出す形での購入は認められるのか。	（個別案件のため、その場では回答せず） A: 対象外となる。あくまでも共同使用目的で購入したものが対象である。ただし、各戸保管については認める。
11	Q: 旧ゴミ集積場を備蓄倉庫置場として利用できないか。	A: ご意見は頂戴した。
12	Q: 備蓄品の保管場所として市立公園以外に地区会館も入れていただきたい。	A: ご意見は頂戴した。
13	Q: マンションでスタンドパイプを購入し、町内会で使用可とするような運用では補助対象として認められるか。	A: 特に問題は無し。近隣の町内会等と連携し、地域の消防力強化に繋げていただきたい。
14	Q: 市立公園へ備蓄倉庫の設置を検討しているが、設置における条件を教えてください。	A: はじめに事前確認書及び設置予定倉庫のカタログ（複写可）、公園内設置場所位置図をご提出していただく必要がある。詳細については危機管理課に相談していただきたい。